

介護保険サービス事業者の検査結果及び指導

都内において、在宅サービス事業等を展開する事業者に対して行った、介護保険法（平成9年法律第123号）第24条に基づく指導及び第76条第1項に基づく監査の結果をまとめましたので発表します。

なお、事業者に共通するいくつかの不適正な運営状況が確認されたため、事業者に対して説明会を下記のとおり実施します。

監査を実施した事業者

1 株式会社コムスン

- (1) 代表者 代表取締役社長 樋口 公一
- (2) 所在地 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー35F
- (3) 検査実施事業所 186事業所（訪問介護、介護予防訪問介護）
- (4) 結果 ①改善勧告 ②文書指導

2 株式会社ニチイ学館

- (1) 代表者 代表取締役 寺田 明彦
- (2) 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番
- (3) 検査実施事業所 33事業所（訪問介護16、居宅介護支援15、訪問入浴1、通所介護1）
- (4) 結果 ①改善勧告 ②文書指導

3 株式会社ジャパンケアサービス

- (1) 代表者 代表取締役社長 刘馬 徳昭
- (2) 所在地 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号
- (3) 検査実施事業所 30事業所（訪問介護12、居宅介護支援6、介護予防訪問介護12）
- (4) 結果 ①改善勧告 ②文書指導

事業者説明会

- (1) 日時 平成19年4月12日10時より
- (2) 場所 都庁第二本庁舎1階 二庁ホール
- (3) 対象者 都内で指定訪問介護事業所及び指定居宅介護支援事業所を運営する事業者
- (4) 内容 監査結果概要と今後の検査及び指導方針

※ 記者席は別途用意しますが、取材を希望する方は、事前に別紙「取材申込書」によりお申込ください。

検査結果等の詳細
は、裏面以降参照

(問い合わせ先)

- ・指導検査 福祉保健局指導監査部指導第一課
直 通 03-5320-4290
- ・介護保険 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
直 通 03-5320-4593

検査結果等

1 株式会社コムスン

訪問介護事業所

(1) 改善勧告(平成19年3月23日付)

- ① 対象事業所：上石神井ケアセンターなど16事業所
- ② 勧告事項
 - ア 管理者の不在(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 第6条違反)
 - イ サービス提供責任者の不在又は不足
(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条違反)
 - ウ 管理者の専従義務違反
(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 第6条違反)
- ③ 改善の期限：平成19年4月30日

(2) 文書指導(平成19年3月23日付)

- ① 対象事業所：荒川ケアセンターなど147事業所
- ② 指摘内容(改善を要する事項)
 - ア 訪問介護計画の未作成
 - イ 介護報酬の一部返還と自主点検

※介護保険給付の対象とはならないサービス(家族が行うことが適当とされる行為等)について、介護報酬を請求し受領しているものが見られた。
- ③ 改善の期限：結果通知受領後30日以内

【参考】指定取消処分相当の事業所について(監査結果通知：平成19年3月23日付)

- ① 対象事業所：銀座ケアセンター(訪問介護)、奥戸ケアセンター(訪問介護)、千歳船橋ケアセンター(訪問介護)
- なお、この3事業所については、虚偽の指定申請(介護保険法第77条第1項第8号該当)及び人員基準違反(法第77条第1項第2号該当)が確認されたため、本来、指定取消処分相当であるが、監査結果通知日と同日に事業所の廃止届けが提出されたことから、処分の対象とはならない。
- このため、虚偽の指定申請により、不正に請求・受領した介護報酬(43,204,105円)を保険者に対して返還をするよう指導を行った。

2 株式会社ニチイ学館

訪問介護事業所

(1) 改善勧告(平成18年12月27日付)

- ① 対象事業所：アイリスケアセンター三鷹(訪問介護)、アイリスケアセンター武蔵境(訪問介護)、アイリスケアセンター吉祥寺(訪問介護)
- ② 勧告事項
 - ア 管理者の専従義務違反(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 第6条違反)
 - イ 訪問介護計画の未作成
(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 第24条第1項違反)
- ③ 改善状況：改善済(改善期限：平成19年1月31日)

(2) 文書指導(平成18年12月27日付)

- ① 対象事業所：アイリスケアセンター神楽坂(訪問介護)など16事業所

② 指摘内容（改善を要する事項）

介護報酬の一部返還と自主点検

※介護保険給付の対象とはならないサービス（家族等が行うことが適当と認められる行為や利用者の居宅外で行われる行為等）について、介護報酬を請求し受領しているものが見られた。

③ 改善状況：改善済。不適正な報酬請求に係る返還額 3,480万円

（改善期限：平成19年1月31日）

居宅介護支援事業所

（1）文書指導（平成18年12月27日付）

① 対象事業所：アイリスケアセンター神楽坂（居宅介護支援）など12事業所

② 指摘内容

ア 介護報酬の一部返還と自主点検

※運営基準を満たしていないにもかかわらず減算を行っていないものが認められた。（月1回の利用者宅の訪問・面接を実施していない、モニタリングの結果を記録していない状況が継続しているなど）

イ 居宅サービス計画の一部未作成・未変更 など

③ 改善状況：改善済。不適正な報酬請求に係る返還額 620万円

（改善期限：平成19年1月31日）

3 株式会社ジャパンケアサービス

訪問介護事業所

（1）改善勧告（平成19年3月23日付）

① 対象事業所：ジャパンケアサービス ハッピー国分寺（訪問介護）、
ジャパンケアサービス ハッピー国分寺2（訪問介護）

② 勧告事項

サービス提供責任者の不足

（指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条違反）

③ 改善期限：平成19年4月22日

（2）文書指導（平成19年3月23日付）

① 対象事業所：ジャパンケアサービス ハッピー経堂など12事業所

② 指摘内容（改善を要する事項）

ア 介護報酬の一部返還と自主点検

※介護保険給付の対象とはならないサービス（家族等が行うことが適当と認められる行為や利用者の居宅外で行われる行為等）について、介護報酬を請求し受領しているものが見られた。

イ 訪問介護計画内容の不備 など

③ 改善の期限：結果通知受領後30日以内

居宅介護支援事業所

（1）文書指導（平成19年3月23日付）

① 対象事業所：ジャパンケアサービス ハッピー経堂（居宅介護支援）など6事業所

② 指摘内容（改善を要する事項）

介護保険給付の対象とはならない不適正なサービス内容を組み込んだ居宅サービス計画を作成している事例が認められた。 など

③ 改善の期限：結果通知受領後30日以内